

「昇降機定期検査業務基準書2025年版」における 既存不適格の判定基準（改訂）について

（一財）福岡県建築住宅センター

日頃より、昇降機の安全性確保にご尽力いただきありがとうございます。
さて、標記基準書については、近年の法改正、関係通知等が盛り込まれていますが、
基準書の見直しも行われ、既存不適格の判定基準が改訂されています。
検査結果に係る内容であるため、確認していただき報告書作成の際にはご留意願います。

- 「昇降機定期検査業務基準書2025年版」では、既存不適格の判定基準（P185）について
以下のとおり改訂されています。
○令和7年7月1日検査以降の報告書より、順次判定の見直しをお願いします。

① ロープ式エレベーター

- ・ **1-14** 巻上機 保持力の状況 → 既存不適格の項目へ**追加**
※R6.4.1告示改正により基準強化
- ・ **4-5** 頂部綱車 → 既存不適格の項目より**削除**
※1-18の項目と重複

② 段差解消機

- ・ **2-13** パンタグラフ式 → 既存不適格の項目へ**追加**
※耐震基準を関係法令の施行年月時期により
判定する項目
- ・ **4-9** 車止め → 既存不適格の項目より**削除**

③ エスカレーター

- ・ **4-7** ハンドレール停止検出装置
 - ・ **5-2** 転落防止策、侵入防止用仕切板及び誘導柵
 - ・ **5-4** 踏段上直部の障害物
 - ・ **5-5** 交差部可動警告板
 - ・ **5-7** 登り防止用仕切板
- 既存不適格の項目へ**追加**
※R6.4.1告示改正による